

第45回児童福祉審議会子ども育成分科会

日 時：令和元年9月19日（木）9：30～10：40

場 所：はぐくみかん 5階 会議室4

出席委員（50音順、敬称略）：児山秀一、新保幸男、檜山直春、宮田丈乃

欠席委員（50音順、敬称略）：岩波啓之、久保山茂樹、小谷亜弓、

事務局：（幼保児童施設課）葛貫課長、小澤係長、杉浦、横山

傍聴者：0人

1 開 会 （事務局）

- ・委員7名中過半数の出席により会の成立の報告

〔補足説明〕

本日、長井婦人会保育園に関する議事があり、副会長は直接の関係者のため、審議の際は、退席してもらうが、審議会条例第5条第4項により、出席委員の過半数で決し可否同数の場合は委員長が決するとなっており会議は成立する。

- ・配付資料の確認

2 議 事 （会長による議事進行）

（1）児童福祉施設（保育所等）の定員増について

○事務局（幼保児童施設課）【資料2－1】により説明

〔補足説明〕

各年齢別保育室の最大受入人数は、0歳児：9人、1歳児：10人、2歳児：12人、3～5歳児：39人。

- ・A 委 員：建物の変更はないのか。
事 務 局：ない。
- ・会 長：他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

○事務局（幼保児童施設課）【資料2－2】により説明

〔補足説明〕

2歳児の保育室の最大受入人数は23人。

3号認定子どもと1号認定子どもの教育・保育時間の長さや給食費の制度の違いを園は承知している。

- ・B 委 員：3号認定子どもの2歳児と満3歳児に対する保育はどうなるのか。
事 務 局：幼保連携型認定こども園なので、1号と3号は一体的に教育・保育をする。
- ・A 委 員：1号認定子どもの教育部分を3号認定子どもも受けるのか。
事 務 局：そうである。
- ・C 委 員：満3歳児の需要はあるのか。市内で初めての案件か。
事 務 局：保育認定の取れない保護者から2歳児を預かってほしいとの相談があり、実施す

ることとした。

すでに浦賀こども園が、定員を変えずに、満3歳児を受け入れている。

- ・ B 委員：現在の1号認定子どもの在園児数は何人か。
事務局：3歳児：3人、4歳児：1人、5歳児：5人である。
- ・ A 委員：定員数を決めるにあたり、実人数に合わせて設定するものなのか。
事務局：実人数に合わせると、毎年定員変更が必要となるため、柔軟に対応している。今回は、新たに満3歳児を設定することになり、園からの意向で定員増とした。定員の緩和措置として、1.2倍まで入れることができる。
- ・ 会長：他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

○事務局（幼保児童施設課）【資料2-3】により説明

〔補足説明〕

各年齢別保育室の最大受入人数は、新設の分園が、0歳児：11人、1歳児：25人、2歳児：24人、既存園舎は、3歳児：21人と22人の合計43人、4歳児：29人、5歳児：27人。

現在、0・1歳児の保育室となっている部屋を一時預かりの部屋とする予定だが、人員体制等が整ったら実施する予定であり、来年度から実施するわけではない。

- ・ A 委員：道を隔て建物が2つに分かれているが、職員配置基準はかわらないのか。
事務局：本園と分園の定員を合算して常勤換算することになっている。本園、分園への配置は園に任せている。
- ・ 会長：他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

○事務局（幼保児童施設課）【資料2-4】により説明

〔補足説明〕

各年齢別保育室の最大受入人数は、0・1歳児：18人、2歳児：21人、3歳児：18人、4歳児：18人、5歳児：19人。

既存園舎を建物の変更せずに実施。

- ・ C 委員：先ほどの和順保育園の分園と、この心育保育園の定員増により、待機児童の解消になるのか。
事務局：一定の対処にはなっているが、これで足りているとは考えていない。これからも待機児童の解消に向けて取り組んで行く。
- ・ A 委員：2・3階は一般住宅なのか。
事務局：マンションで2・3階は居住部分である。1階部分は、以前店舗であった。
- ・ B 委員：保育の現場から見ると、1歳児の待機児童が多いと思われる。
- ・ 会長：他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

- ・ 会長：次の議事は、副会長に関係する案件のため、一時退席し、審議の間、別室で待機していただきたい。
副会長退席。

○事務局（幼保児童施設課）【資料2－5】により説明

〔補足説明〕

各年齢別保育室の最大受入人数は、0・1歳児：33人、2歳児：40人、3歳児：43人、4歳児：42人、5歳児：38人。

1階に一時預かり事業の部屋があるが、人員体制等が整ったら実施する予定であり、来年度から実施するわけではない。

・A 委員：3号認定子どもの2歳児の定員が1人減の理由は。

事務局：3号認定子どもの60人定員の内訳を、現状に合った人数に調整しただけである。事業者は、1.2倍までの定員緩和の中で、地域のニーズや職員の配置を考え調整し受け入れている。今回は、事業者の意向で現状に合わせた定員設定とした。国と補助協議した定員数であるため、2歳児を29人のままにし、3号認定子どもの定員を61人にすることはできない。

・会長：他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

○事務局より待機児童について追加事項

・事務局：平成31年4月1日現在、本市の待機児童数は70人、最大が22人の久里浜地区、15人本庁地区、9人追浜地区となっている。年齢別では、1歳児が60人。久里浜地区の22人は全員1歳児である。

3 報告事項

(1) 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例改正に伴うパブリック・コメント手続の実施について

○事務局（幼保児童施設課）【資料3】により説明

〔補足説明〕

保育室等とは、乳児室・ほふく室・遊戯室である。

・会長：特に意見なし。

4 その他

・特になし。

5 閉会（事務局）

・次回第46回は、令和元年12月12日木曜日の開催を予定。

主な議題「令和2年度の特定教育・保育施設等の利用定員」「放課後児童健全育成事業の基準条例等の見直しに係るパブリック・コメント手続の結果報告等について」

以上